

種まき 通信No.88

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより
事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9972-1
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
<http://junko.voicejapan.net/> メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2024年8月12日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会6月定例会 小林じゅん子の一般質問◆

Q1. 精神障害者にも入院医療費の助成を

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供する事になっています。しかし、医療費の助成については、身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成されていますが、精神障害者は精神科通院のみを対象とする自治体が多く、安曇野市においても診療科にかかわらず助成することになったのは、令和3年になってからです。

残念ながら、精神障害者（1～2級保持者）に対する入院医療費への福祉医療の助成は、安曇野市ではまだ実現していません。実際の障害福祉サービスの提供は市町村など各地域が担当するため、地域差が生じやすいのです。これを一刻も早く解消し、安曇野市においても精神障害者に対する入院医療費への助成を行うべきです。

【小林質問】 障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化し障害福祉サービスが提供されることになっているが、福祉医療費の助成については、区市町村が担当しているため地域差が出ている。本市では精神障害者だけに入院医療費の助成がない。この格差を早く解消すべきではないか。

【福祉部長】 福祉医療の県の助成では、精神障害は通院医療のみで入院は対象になっていない。精神障害の場合、本人の意思に必ずしも沿わない入院を助長させる恐れがあり、それが入院費助成に向けての一番の課題となっている。

【小林質問】 入院にあたり本人の意思確認の問題と、任意入院した場合の入院費用に助成をするかしないかは全く次元の違う問題ではないか。すでに精神障害

の入院に助成しているのは小さな自治体が多いが、精神障害の病識や生活の困難さを、身近によく理解したからこそ助成だと思うがどうか。

【福祉部長】 本人の望まぬ入院が懸念される中、現行法令では、本人の望む入院か望まぬ入院か判別できないので、公費助成すべきか検討を要する。

Q2. 女性支援新法、市政に反映を

【小林質問】 女性支援新法の意義と安曇野市の女性支援の今後について伺う。

【市長】 女性の抱える問題が多様化、複雑化する中、女性支援は時代の責務。市としては多様性を尊重し合う共生社会づくり条例も掲げ、「多様性を尊重し合う共生社会づくり計画」を策定するなど、性に起因する暴力の根絶への意識啓発や相談機能及び被害者支援の充実に取

副議長就任から10カ月 ああ忙しい

～さらなる議会機能の向上を目指します～

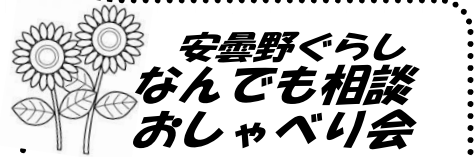
◆副議長就任から10カ月～ああ、なんと忙しいこと！議長が重責・多忙であることは承知でしたが、副議長もこれほどとは思っていませんでした。考えてみれば当然で、議長の補佐役という立場ですから、議運をはじめ議会改革推進委員会など議会運営に直接関わる委員会への出席や、対外的に〇〇協議会や〇〇会などの行政・民間の会合等に議長の代理を含め出席します。市議会議長会など遠方の開催地へ出張することもあります。

◆また、各団体の方々のご挨拶や要望活動にみえたりと、一議員としての活動の中では出会うことのない方々との面談の機会も増え、様々な情報を得ることができま

す。行政側からの情報も議長・副議長にいち早く入ってきます。格段に増えた情報をまちづくりや議会運営にどう活かしていくか、考え込むことも増えました。

◆副議長に就任して早くも1年が経とうとしています。ここで改めて「ああ忙しい」で終わってしまう副議長であってはならぬと肝に銘じたところです。

◆議会制民主主義の基本にある「多数決の原理と少数意見の尊重」を深く自覚し、（多数派や声の大きい者・力の強い者たちに有利な）「数の論理」を超える議会として、その議会機能が十分に発揮できるよう副議長として力を尽くしていきます。



個人的なことは、政治的なことなのだ！

身近な「お困りごと」や「安曇野市のここを何とかしたい」などなど、ちょっとおしゃべりしてみませんか。

8月24日(土)10時～12時

場所：穂高有明9972-1

薪ストーブの店地平線倶楽部2階

問合せ：090-4546-3496(小林)

り組んでいる。本市は県内の市町村で唯一、配偶者暴力相談支援センターを設置し相談・支援を行ってきた実績もある。

【小林質問】 この新法施行に当たり、相談体制の充実や関係機関等との連携等が望まれるが。

【教育部長】 担当課に福祉に関する国家資格を持つ職員を複数名配置し、この4月から社会福祉士1名を増員。相談体制の充実に努めていく。



「私の話も聞いてもらえるかな」

なんて 悩まなくても大丈夫。

まずは安曇野市の支援窓口にご相談を。

あなたに必要な支援につなげます。

上記の二次元コードからどうぞ

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）について知りたい方は、下記の厚労省ホームページをご覧ください。

<https://anata-no-mikata.jp/>

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について



小さな悩みでも、相談してください
あなたを支える「新しい法律」

種まき通信No.88

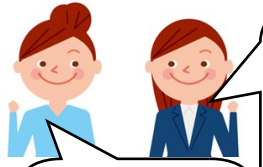
「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

8,753,000円
市議会の会議録の作成費用



～女性差別撤廃条約・選択議定書の速やかな批准を～
市議会から国へ 意見書の提出を求める陳情が市民から提出されました
賛成17：反対1（欠席1）で採択 意見書提出へ



私たち市民のための議会だから情報公開は当然だね。

地方自治法第115条では「地方公共団体の議会は、これを公開する」と定めているのよ。

市民を代表する議会が、ちゃんと市民のために動いているか、公正・公平に運営されているかを、みなさんが知ることができるように「議会公開の原則」があります。市民の目の届かないところで、議員や議会が勝手にモノゴトを決めたり、コソコソ・コソッと権力を悪用したりはダメという仕組みなのです！

私が議員になったばかりのころ、安曇野市に合併するの前の話ですが、市民にコソコソとモノゴトを決めてしまうことがよくありました。当時の常任委員会は住民の傍聴には委員長の許可が必要で、会議録も公開されていないところがほとんどでした。住民は何がどう決まったのか知るすべもない、という状況が全国の地方議会にありました。

そんななか、合併で誕生した安曇野市議会では、本会議は当然のこと、常任委員会の傍聴は自由とし、その会議録も録画映像もネットで公開しています。議会運営委員会や議会全員協議会でも会議録を作り、公開に努めてきました。

すると、議会の公開度が上がるにつれ、発言しない・議論しないとといった議員や「議員は行政に協力するもの」とカクン違いしている議員が確実に減ってきたのです。市民の代表として「機能する議会」へと変わってきたことを実感します。会議録関連の予算が875万円と聞いて「えっ！そんなにかかるの？」と思う人もあるかもしれませんが、私は、市民のためにも必須の予算と考えています。

会議録作成や情報公開が滞っている議会が、住民から乖離して機能不全に陥るようなことが現実に起こっているのです。ここは強調しておきたいです。

◆《陳情の趣旨》女性差別撤廃条約の選択議定書は、条約の実効性を強化するために個人通報制度と調査制度を定めたもので、1999年に国連で採択された。条約締約国189カ国中115カ国が選択議定書を批准している（2023年10月現在）。世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2023」において、日本は146カ国中125位と世界最低のレベルであるにもかかわらず、この選択議定書を批准していないため、個人通報制度や調査制度は日本に適用されていない。日本の女性の権利を国際基準にするために、最も必要とされるのがこの選択議定書の批准である。

この陳情は、まず総務環境委員会で審査されました。女性差別撤廃に異議をとらえる議員はいないと確信していた私にとって、「選択的夫婦別姓制度の導入は日本の家族制度を根底から破壊するものになりかねず、その導入は時期尚早」といささか焦点ズレした主張で、選択議定書の批准に疑問を呈する議員がいたことは驚きでしかなかった。それでも総務環境委員会では、議論の末、全員賛成で陳情を採択し、国に対し選択議定書の批准を求める意見書の提出を委員会として議員提案することを決めました。

さあ、これで議会最終日の本会議採決では全会一致で採択されると安堵していた私の前に、また一人、選択議定書の批准に反対する議員が現れたのでした。

以下、これに反論し、選択議定書の批准に賛成する小林じゅん子の反対討論。

た だいまの反対討論は、その内容のほとんどが女性差別を容認するような発言で驚いている。生物学的な違いによる男女の役割分担は当然あるが、男女差の思い込みによる固定的な役割分担は不当な女性差別。無くすべき。性別によって生き方を規定されることなく、自らの生き方は自らが決めるということが重要。

「女性の会社役員や議員、閣僚の数が少なく女性国家元首が少ないため、日本の

ジェンダーギャップ・ランキングが低くなっているのであって、女性が不当に差別されているとは言えない」とは？。なぜ女性の会社役員や議員、閣僚、国家元首が少ないのか、その背景にどれほどの女性蔑視や女性差別があるのか、気付くべきでは。

逆差別という言葉も出てきたが、それもまた見当違いだ。男女に同じだけ活躍の場があって、それでも女性に優位性がある場合に、初めて逆差別ということになるのではないか。現状、男女が同じスタートラインに立っていないのだから、逆差別などあり得ません。

「暴力や性虐待を含めた激しい被害経験も世界平均の3人に1人に比べて、日本人は13人に一人と少なく、女性蔑視が相対的に少ない」という結論付けも疑問です。なぜ日本では13人に1人なのか、世界平均よりこんなにも少ないのか……。女性蔑視が少ないのではなく、女性蔑視があるから2次被害をおそれ被害を訴えることもできず、泣き寝入りするしかないのです。

以上、指摘したことはすべて女性差別につながるものだと気付いていただきたい。もはや、日本独自のやり方を模索するなど悠長なことを言っている場合ではありません。一刻も早い女性差別撤廃条約・選択議定書の批准を求めて、陳情採択に賛成の討論とします。



安曇野市民限定 プール半額利用のご案内



市営穂高プールの廃止に伴い、民間プールの一部を試験的に開放する事業が予算化されたのがこの6月議会のこと。

現在、以下のように実施されていますのでお知らせします。穂高プールやあづみ野ランドのプールのように、水遊びには十分な施設ではありませんが、暑さ対策や運動不足解消等に活用ください。

◆場 所：サンクラブ安曇野
(安曇野市穂高有明5718-94)
<http://hotaka-sc.com>

◆日 時

令和6年7月20日（土曜日）から9月14日（土曜日）まで

平日：12時00分から15時00分まで
土曜日：11時00分から14時45分まで
日曜日：9時00分から15時00分まで
休館日：8月4、10、11、12、13、14、15、25日

9月1、7、8日

※半額券や詳しい利用方法については、安曇野市ホームページが71-2000へ